



近年、ペットは単なる愛玩の対象から「家族の一員」として、飼い主と深い関わりを持つようになってきましたが、その一方で、ペットによる迷惑行為や多頭飼育の崩壊、虐待事件の社会問題化など、ペットに関する様々な問題が発生しています。そのような状況を踏まえ、国は平成17年6月に「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下、基本指針という。）」を示し、北海道は、平成20年2月に「北海道動物愛護管理推進計画（バーライズプラン）（以下、北海道推進計画という。）」を策定しました。

札幌市も、この北海道推進計画に基づき動物愛護管理行政を展開していますが、地域レベルにおけるペットに関する様々な問題が顕在化しており、また、犬猫の収容頭数や殺処分頭数は、以前に比べ減少していますが、その数は決して少ないものではありません。それらの現状を踏まえ、札幌市では、動物愛護管理における課題の具体的な解決に向けて、客観性が高い議論を行う必要があると考え、「保健所運営協議会」に下部組織として大学教授や獣医師会役員など動物関連の学識経験者、動物取扱業者、動物愛護団体、公募市民による計10名で構成された「札幌市動物愛護管理のあり方検討委員会」を平成26年3月に設置、札幌市保健福祉局保健所動物管理センターと5回に亘り協議しました。

検討委員会では、【札幌市の動物愛護管理に関する条例の制定について・動物管理センターの業務のあり方について・動物管理センターの名称について・飼い主のいない猫対策について・多頭飼育の届出・札幌市動物愛護推進協議会（仮称）の設置について】など検討し、札幌市へ以下の提言書を提出することになりました。

上田札幌市長への提言書

1. 札幌市が掲げる動物愛護管理行政の目標について

札幌市が提示した「人と動物が共生する社会の実現」については、動物を飼う人も飼わない人も動物と共に平和に暮らす共生社会の実現に向け努力するということで、行政と市民が共に目指すべきものであります。

また、この目標を達成するために掲げる3つの重点項目「動物愛護精神の涵養」「動物の管理体制の整備」「動物の福祉向上」については、動物愛護管理行政をさらに進めていく上でバランスが取れており、まとまっていると考えます。中でも「動物の福祉向上」については、虐待や多頭飼育等、動物に関する様々な問題が表面化する現代において重要となる項目であり、条例等で定義し、市民に明確に提示していくことは大変意義のあることと考えます。しかしながら、このような目標の達成においては、動物を飼育する人や関心のある人だけではなく、動物を飼育していない人や関心のない人、動物が嫌いな人たちにも理解できるような方向性で進めていかなければならないと考えます。

つきましては、今後、目標の達成を目指すために推進する事業等については、上記の点を十分に検討するよう要望し、継続した進捗状況の報告など進行管理をお願いします。

2. 札幌市の動物愛護管理に関する条例の制定について

札幌市が提示した目標を達成するためには、札幌市独自の動物愛護管理に関する条例を制定する必要があると考えます。

条例の内容に関する意見については、次のとおりです。

(1) 関係者等の責務について

札幌市が掲示した目標の達成については、関係者それぞれが自覚を持ち、かつ協力して施策等を実施していく必要があると考えます。その中でも、市民については、動物を飼育している人だけが責務を負うと思われる可能性があることから、条例には、動物を飼育していない人も責務を負って協力していかなければならないと明確に記載するよう要望します。

(2) 動物の飼い主の遵守事項について

動物の飼い主の遵守事項に関し、条例に盛り込む内容については、以下の点について要望します。

- ・所有者等明示措置の方法等として、鍵札や迷子札の装着だけでなく、具体的に「マイクロチップの挿入」という言葉を盛り込むこと。
- ・動物の愛護及び管理に関する法律では動物の遺棄について罰則規定が設けられていますが、安易な飼育放棄が多い中、「動物を捨ててはいけないこと」について改めて条例に明記すること。

(3) 犬の飼い主の遵守事項について

犬の飼い主の遵守事項に関し、条例に盛り込む内容については、以下の点について要望します。

- ・保留の方法や咬傷事故の届出については、原則、現在の札幌市畜犬取締り及び野犬掃除条例の内容を踏襲すること。
- ・犬が公共の場所等において排せつした場合の適切な処理については、マナーがあまり守られていない現状を踏まえ、糞を持ち帰ることだけではなく尿についても適切な処理をすることを条例に明記すること。
- ・なお、飼育の最終目標として、犬を外に連れ出す際は、自宅で排せつを済ませる努力をするよう条例に盛り込むことを検討すること。

(4) 多頭飼育の届出について

多頭飼育の届出については、条例に届出制度を盛り込むことを要望します。なお、届出対象動物については、犬猫に加え、他の動物についても今後のペット情勢を踏まえ、隨時慎重に検討するよう要望します。

(5) 引取手数料の設定について

現在、札幌市では、飼育できなくなった動物を引き取る場合の手数料について、他都市が有料である中、無料となっています。動物の愛護及び管理に関する法律では、終生飼養が明示され、これに反し、引取依頼する飼い主には、応分の費用の負担を求めるべきであり、また、これにより、安易な放棄の抑止力にもなることから、飼えなくなった動物を引き取る場合については、引取手数料を設定し、有料とすることを強く要望します。

3. 動物管理センターの業務のあり方について

今後の札幌市動物管理センターのあり方に関する意見については、次のとおりです。

(1) 施設について

今後更に動物愛護を進めていくためには、施設の機能として、市民が親しみやすく、利用しやすく、様々な人々が交流できる場であることが望まれると考えます。現在の動物管理センターは、動物の収容施設（動物管理センター福移支所）のみが郊外に設置されていることから上記の機能を果たせていません。

つきましては、現在の2か所ある施設ができる限り交通アクセスの良い場所の1か所に集約すること及び交流できる場としての様々な施設機能を整備することを検討していただくよう要望します。なお、上記の検討に際しては、次の2点について慎重に検討いただかよう併せて要望します。

- ・災害時の愛護動物の救護、周囲への迷惑防止等に配慮し、十分な広さや立地条件等を含む場所の選定及び機能の整備

- ・目標に掲げる動物の福祉の向上を目指すために、長期間収容によるストレスの軽減等に配慮した設備を整えるとともに、シェルターメディシンの考え方（※）を取り入れができる機能の整備

(2) 事業について

今後の動物愛護に関する普及啓発においては、これまで以上に、地域、学校、家庭等において、様々な機会をとらえた教育活動や広報活動等に取り組むことが大変重要となり、その中でも、特に、次代を担う子どもたちに対する動物愛護の情操教育を推進していくことが社会的に求められています。

つきましては、今後の事業の推進について、行政、市民及び教育機関を含む関係機関が連携し、協働して施策を実施していくための体制づくりを構築するとともに、特に動物を飼育していない人・関心のない人や子どもを対象とした事業を推進していくよう要望します。

(3) 札幌市が策定を検討する基本計画について

基本計画の策定については、本提言の内容に特段の留意を払い策定するよう要望します。

※「シェルターメディシンの考え方」とは

シェルターで暮らす動物に特化した獣医学のこと。シェルター内で暮らす動物たちの健康を維持しながら群管理を行い、心身ともに健康な動物を一頭でも多く譲渡することを目的としている。

4. 動物管理センターの名称について

センターの名称については、現在の「動物管理センター」という名称は、硬い表現であり、親しみやすい名称ではないと考えます。札幌市が掲げる目標の達成に向けて主体となって活動する行政の担当部は、動物愛護管理行政について良いイメージを持ってもらうため、親しみやすい名称であることが望ましいと考えることから、愛護や福祉などの言葉を取り入れた名称に変更することを要望します。また、今後は、子どもにも親しみを持ってもらえるよう愛称を取り入れることも検討するよう要望します。

5. 飼い主のいない猫対策について

飼い主のいない猫の取り扱いについては、全国的に難しい問題となっています。

不幸な猫を一匹でも減らすために、以下の点について要望します。

- ・飼い主のいない猫に餌を与える人については、その責任を条例等で明確にし、責任を持って管理行動してもらえるよう検討すること。
- ・飼い主のいない猫の避妊・去勢手術に係る助成制度の構築を検討すること。
- ・飼い主のいない猫に関するガイドラインを作成すること。
- ・上記事項については、不幸な猫を減らそうと活動するボランティアに配慮すること。

6. 札幌市動物愛護推進協議会（仮称）の設置について

動物愛護推進協議会の設置については、今後の札幌市の動物愛護及び管理に関する施策の推進について、第三者が評価、助言、提案できる場は必要であり、今後、条例で規定し設置することについて賛成します。

今後の展望

北海道では、平成13年「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」を制定していますが、政令指定都市でもある札幌市は、平成28年度の施行を目指し、条例違反の罰則なども盛り込み札幌市独自の条例を制定、「動物の愛護と管理」を厳格化させ、「人と動物が共生できる社会」の実現を目指しています。

法律は人のためにあり、人が守るべきものです。つまり人間にとて必要であり大切なことが法律なのですが、人が法律を守ることは、結果動物を守ることになります。社会には、動物が好きな人も苦手な人もいます。ですが、動物も命あるものとして、排除したり傷つけたりせずに、共存できる社会になれば、人にとっても住みやすい社会になると思います。

平成24年5月、当会は北海道の動物行政に約2万多名の「犬猫の引き取り・収容動物の取り扱い及び啓発強化に関する要望」の署名を提出させていただき、大きな力となりました。

飼い主のいない猫へのご理解、来年には札幌市の「動物愛護管理に関する条例」のパブリックコメントも予定されていますので、皆さまぜひご参加ください。条例制定の後押しをしていただけたら幸いです。